

竹富町地域プロジェクトマネージャー設置要綱

令和 3 年 4 月 1 日 告示第 31-1 号

令和 8 年 8 月 28 日 告示第 101 号

(設置)

第 1 条 本町における重要プロジェクトの現場における責任者として、関係者間を適切に調整及び橋渡しをしながら当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備などプロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、地域活性化に向けた成果をあげていくため、地域プロジェクトマネージャー推進要綱(令和 3 年 3 月 31 日付け総行応第 76 号)に基づき、竹富町地域プロジェクトマネージャーを設置する。

(地域プロジェクトマネージャーの活動)

第 2 条 地域活性化に資する重要プロジェクトとして本町が主体的に、かつ、地方創生の実現に向けた事業の柱として位置付けた事業に関する活動を実施する。

2 その他、地域活性化のために町長が必要と認めた活動

(地域プロジェクトマネージャー)

第 3 条 地域プロジェクトマネージャーは、次に掲げるすべての要件を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を、3 大都市圏をはじめとする都市地域等から町内に移し、住民票を異動させる者
- (3) その他、地域プロジェクトマネージャー推進要綱(令和 3 年 3 月 31 日付け総行応第 76 号)、「第 3 対象」に準ずる者

(任用期間)

第 4 条 地域プロジェクトマネージャーの任用期間は、おおむね 1 年以上とし、最大 3 年まで更新することができる。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

(地域プロジェクトマネージャーの身分)

第 5 条 地域プロジェクトマネージャーの身分は、法第 22 条の 2 第 1 項に定める会計年度任用職員とする。

(服務)

第 6 条 地域プロジェクトマネージャーは、常に職務を誠実かつ公正に遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務時間)

第 7 条 竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則第 3 条の規定に基づき、地域プロジェクトマネージャーは、町又は配属先団体等の指示、依頼等により、第 2 条

に掲げる活動に従事することとする。

(報酬)

第 8 条 地域プロジェクトマネージャーの報酬（期末手当等の各種手当含む）は、予算の定めるところによる。

(経費)

第 9 条 町長は、第 2 条に規定する業務及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給するものとする。

(通勤に係る費用)

第 10 条 地域プロジェクトマネージャーの通勤に係る費用は、竹富町職員の給与に関する条例（昭和 58 年竹富町条例第 5 号）第 12 条の 3 第 2 項各号の例による。

(退職の申出)

第 11 条 地域プロジェクトマネージャーは、退職しようとするときは、退職しようとする日の 30 日前までに町長に申し出なければならない。

(解雇)

第 12 条 町長は、地域プロジェクトマネージャーが地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項に該当すると認めたときは、解雇することができる。

(庶務)

第 13 条 地域プロジェクトマネージャーに関する設置要綱は商工観光課で定め、庶務については所属する課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は竹富町会計年度任用職員の勤務時間、休暇に関する規則による。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この告示は令和 8 年 8 月 28 日より施行する。